（人事訴訟規則の一部改正）

第十六条　人事訴訟規則（平成十五年最高裁判所規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）第十八条（調停の前置）第一項」を「家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百五十七条（調停前置主義）第一項」に改める。

第二十二条の見出し中「告知」を「通知」に改め、同条中「告知しなければ」を「通知しなければ」に、「告知を」を「通知を」に改める。

第二十四条の見出し中「告知」を「通知」に改め、同条中「告知しなければ」を「通知しなければ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（家庭裁判所調査官の除斥及び回避・法第三十四条の二）

第二十四条の二　民事訴訟規則第十条から第十二条まで（除斥又は忌避の申立ての方式等、除斥又は忌避についての裁判官の意見陳述及び裁判官の回避）の規定（忌避に関する部分を除く。）は、家庭裁判所調査官について準用する。

第三十二条の見出しを「（履行の確保の手続・法第三十九条）」に改め、同条第二項を削る。

（労働審判規則の一部改正）

第十七条　労働審判規則（平成十七年最高裁判所規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第六条から第八条までを次のように改める。

第六条から第八条まで　削除

第九条第一項中「を記載する」を「並びに第三十七条において準用する非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）第一条第一項各号に掲げる事項の」に改め、第四号を削る。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

第十一条　削除

（労働審判員の除斥及び回避・法第十一条）

第十二条　労働審判員の除斥及び回避については、非訟事件手続規則第八条から第十条までの規定（忌避に関する部分を除く。）を準用する。

第十六条第一項中「までに」の下に「、第三十七条において準用する非訟事件手続規則第一条第一項各号に掲げる事項のほか」を加え、第七号を削る。

第二十条第三項第六号中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同項第七号を削り、同条に次の一項を加える。

5　当事者から前項の書類の直送を受けた相手方は、当該書類を受領した旨を記載した書面について直送をするとともに、当該書面を裁判所に提出しなければならない。ただし、同項の書類の直送をした当事者が、受領した旨を相手方が記載した当該書類を裁判所に提出したときは、この限りでない。

第二十三条の見出しを「（手続の併合についての意見聴取）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第二十五条の見出しを「（調書の記載事項・法第十四条）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項に後段として次のように加える。

労働審判官に支障があるときは、裁判所書記官がその旨を記載すれば足りる。

第二十五条第三項第五号を次のように改める。

五　申立ての趣旨又は理由の変更及び申立ての取下げ

第二十五条第三項第六号中「が実施されたときは、その」を「の」に改め、同項第七号中「の宣言があったときは、その旨」を削り、同項を同条とする。

第二十六条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「前項の」を「申立ての趣旨又は理由の変更を記載した」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　労働審判手続の期日において申立人が口頭で申立ての趣旨又は理由の変更をした場合（相手方が出頭した労働審判手続の期日においてした場合を除く。）は、労働審判委員会がその変更を許さないときを除き、裁判所は、その期日の調書の謄本を相手方に送付しなければならない。

第二十九条第二項中「第三十九条、第四十三条及び第四十四条の規定」を「（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第五章第四節の規定（第四十一条、第四十二条、第四十六条及び第四十七条の規定を除く。）」に改める。

第三十条第三号中「第二十五条第三項各号」を「第二十五条各号」に改める。

第三十二条中「及び第二十六条第二項の書面」を「、第二十六条第一項の書面及び労働審判手続の期日において口頭で申立ての趣旨又は理由の変更がされた場合におけるその期日の調書」に改める。

第三十五条を第三十六条とする。

第三十四条の見出しを「（費用の負担等の申立ての方式等・法第二十五条等）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定は、労働審判事件に関する手続の費用の負担について準用する。この場合において、同規則第二十四条第二項中「第四十七条（書類の送付）第一項」とあるのは、「労働審判規則（平成十七年最高裁判所規則第二号）第二十条第一項」と読み替えるものとする。

第三十四条を第三十五条とし、第三十三条の次に次の一条を加える。

（申立ての取下げがあった場合の取扱い・法第二十四条の二等）

第三十四条　労働審判手続の申立てが取り下げられた場合（相手方が出頭した労働審判手続の期日においてされた場合を除く。）は、裁判所書記官は、第九条第四項の申立書の写しの送付を受けた相手方に対し、その旨を通知しなければならない。

本則に次の一条を加える。

（非訟事件手続規則の準用）

第三十七条　特別の定めがある場合を除いて、労働審判事件に関しては、非訟事件手続規則の規定（同規則第八条から第十一条までの規定中忌避に関する部分並びに同規則第十五条、第二十一条（民事訴訟規則第七十七条を準用する部分を除く。）、第四十四条、第四十五条及び第五十条の規定を除く。）を準用する。

（会社非訟事件等手続規則の一部改正）

第十八条　会社非訟事件等手続規則（平成十八年最高裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第九条の二」に改める。

第二条第一項中「申立書には」の下に「、申立ての趣旨及び原因並びに申立てを理由づける事実を記載するほか」を加え、第三号を削り、同条第二項中「同項各号に掲げる事項を記載する」を「同項に規定する事項の」に改め、第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四　事件の表示

五　附属書類の表示

第二条第三項中「第一項第三号に規定する」を削り、同条第四項中「第六号」を「第八号」に改める。

第三条第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第二項とする。